

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月12日
【会社名】	株式会社大気社
【英訳名】	Taikisha Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上 西 栄太郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	(03) 3365 5320 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 櫻 井 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	(03) 5338 5053
【事務連絡者氏名】	経理部 資金課長 鈴木 岳 治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 334,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大気社大阪支社 (大阪市北区中之島三丁目2番18号住友中之島ビル) 株式会社大気社関東支店 (さいたま市大宮区宮町四丁目123番大栄ツインビルS館) 株式会社大気社横浜支店 (横浜市神奈川区鶴屋町二丁目26番4号第3安田ビル) 株式会社大気社中部支店 (名古屋市中区錦二丁目2番2号名古屋丸紅ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	180,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成25年2月12日開催の取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	180,000株	334,800,000	
一般募集			
計(総発行株式)	180,000株	334,800,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,860		100株	平成25年2月28日(木)		平成25年2月28日(木)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社大気社 総務部	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 新宿営業部	東京都新宿区西新宿一丁目17番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
334,800,000		334,800,000

(注) 1 発行諸費用の概算額はありません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式の処分は「ESOP(株式給付型プラン)」(以下「本制度」といいます。)の導入を目的としております。上記の差引手取概算額334,800,000円につきましては、平成25年3月期の運転資金に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 前田 仁	
資本金	50,000百万円	
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ	54%
	第一生命保険株式会社	23%
	朝日生命保険相互会社	10%

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成25年2月12日現在のものであります。

ESOP(株式給付型プラン)の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社)とする信託契約を締結することによって設定される信託E口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、従業員が所定の要件を充足した場合に当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に株式給付規程に基づき所定のポイントを付与し、従業員の所定の期間経過後に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まることが期待されます。

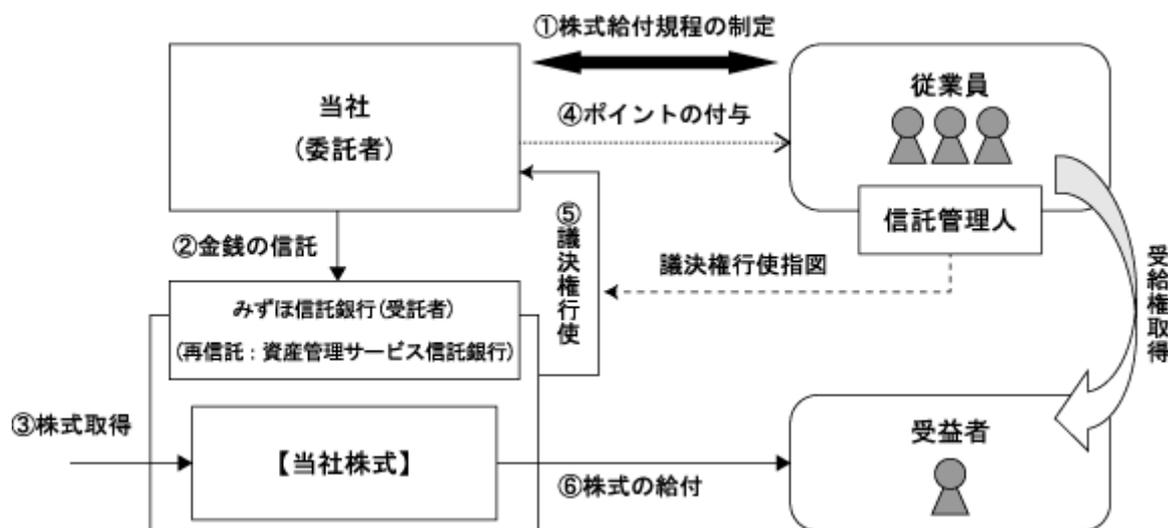
当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、本信託の設定後概ね10年間に、「株式給付規程」に基づき付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、みずほ信託銀行株式会社(資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))と当社の間で本届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

(2) 受益者の範囲

株式給付規程に基づき株式給付の権利を取得した者

< ESOP(株式給付型プラン)の概要 >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社の株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社の株式の給付を受けます。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 ESOP(株式給付型プラン)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお本制度においては、「ESOP(株式給付型プラン)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再受託者先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)）を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てしようとする株式の数

180,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成25年2月28日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払い込みに要する資金等の状況

処分先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託銀行は「信託財産処分管理方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分にかかる取締役会決議の前営業日(平成25年2月8日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,860円といたしました。当該価額は、取締役会決議日直前の市場価額であり、合理的と考えております。

なお、当該価額は、直近1カ月(平成25年1月9日から2月8日)における当社株式の終値平均値である1,804円(円未満切捨て)からの乖離率3.10%、3カ月(平成24年11月9日から2月8日)における当社株式の終値平均値である1,705円(円未満切捨て)からの乖離率9.09%、6カ月(平成24年8月9日から2月8日)における当社株式の終値平均値である1,696円(円未満切捨て)からの乖離率9.66%となっております。

上記処分価額については、取締役会に出席した監査役5名全員(うち、社外監査役3名)は、当該価額が特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、株式給付規程に基づく付与株式数と信託設定日における受給予定者数に基づき算定した年間給付予定株式総数の概ね10年分に相当するものであり、発行済株式総数36,782,009株に対し0.49%（平成24年9月30日時点の総議決権数364,295個に対して0.49%）となりますが、当面は株式給付規程に基づく従業員への株式の給付により当該自己株処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。加えて当該自己株式の処分は従業員に対する福利厚生サービスの充実を通じて従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所 有議決権数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	3,791	10.58	3,791	10.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	2,429	6.78	2,429	6.75
株式会社建材社	兵庫県芦屋市浜町 14 - 2 - 308	2,000	5.58	2,000	5.55
上西瑠璃子	東京都世田谷区	1,089	3.04	1,089	3.03
大気社協力会社持株会	東京都新宿区西新宿 8 - 17 - 1	1,033	2.88	1,033	2.87
株式会社第二建材社	東京都渋谷区神宮前 6 - 35 - 3 - 519	1,000	2.79	1,000	2.78
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区 今橋3 - 5 - 12	962	2.69	962	2.67
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー アイリッシュ クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 Bank Street Canary Wharf London E14 5NT, U.K. (東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1)	883	2.47	883	2.45
大気社社員持株会	東京都新宿区西新宿 8 - 17 - 1	795	2.22	795	2.21
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3	699	1.95	699	1.94
計		14,684	40.98	14,684	40.78

- (注) 1 当社は、平成24年11月20日に「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」及び平成24年11月21日に「自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による自己株式の取得結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ」を公表し、自己株式600,000株を取得しております。
- 2 割当後の大株主の状況については、平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として、(注)1の自己株式の取得および本自己株式処分による増減株式数を考慮したものであります。
- 3 当社が保有する自己株式914,264株(平成25年1月31日現在)は割当後734,264株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第67期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第68期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年2月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年2月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成24年12月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照情報である有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大気社本社

（東京都新宿区西新宿八丁目17番1号）

株式会社大気社大阪支社

（大阪市北区中之島三丁目2番18号住友中之島ビル）

株式会社大気社関東支店

（さいたま市大宮区宮町四丁目123番大栄ツインビルS館）

株式会社大気社横浜支店

（横浜市神奈川区鶴屋町二丁目26番4号第3安田ビル）

株式会社大気社中部支店

（名古屋市中区錦二丁目2番2号名古屋丸紅ビル）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。